

高知大学ときわ寮 寮則

第1章 総則

(所在および名称)

第1条 本寮は、高知県高知市朝倉東町46番33号に所在し、高知大学ときわ寮とする。

(目的)

第2条 本寮は、自治の精神に基づく寮生活を営み、健全で豊かな学生生活を送ることを目的とする。

(規律)

第3条 本寮は、本寮則に従って、寮内の秩序、風紀の維持につとめるものとする。

(自治運営)

第4条 本寮は、自治寮であって、その運営は寮生の自治によって行われる。

(準拠)

第5条 本寮則の設定は本学諸規則に基づくものである。

(運営機関)

第6条 本寮の運営を円滑に進めるため、次の機関をおく。

- (1) 寮生大会
- (2) 代議会
- (3) 役員会
- (4) 会計委員会・厚生委員会・文化委員会・非常時対策委員会
- (5) リビング会
- (6) 会計監査委員会
- (7) 選挙管理委員会

第2章 組織

第1節 寮生大会

(性格)

第7条 寮生大会は、全寮生によって構成され、寮運営に関する最高機関とする。

(議事)

第8条 寮生は、寮生大会に出席するものとする。但し、やむを得ず欠席する場合には寮長に届け出て承認を得る。

2 寮生大会は、全寮生の3分の2以上の出席をもって、成立する。

3 寮生大会の議事は出席した寮生の過半数をもって、決し、可否同数の時は議長の決するところとする。但し、寮則の特別に定める場合はこの限りではない。

4 寮生以外の出席については寮生大会の承認を得なければならない。

(召集)

第9条 寮生大会は、普通寮生大会および、臨時寮生大会とし、代議員が召集する。

2 普通寮生大会は方針大会とする。

3 臨時寮生大会は、次の場合に召集することができる。

- (1) 代議員が必要と認めた時
- (2) 寮生の3分の1が必要と認めた時

(議長団選出)

第10条 寮生大会の議長団(議長、副議長、書記一各1名)は寮生大会で随時選出される。

2 議長の交代は必要に応じ、寮生大会の同意をもって認められる。

第2節 代議会

(性格)

第11条 代議会は、寮長、副寮長、書記、各リビングの代議員1名によって、構成され、寮生大会に次ぐ、決議機関とする。また、必要に応じて、各委員会の長や寮長に届け出た者が許可を得た場合、出席することができるが、決議権はない。

また、寮生への連絡会も兼ねる。

(議事)

第12条 代議員は、代議会に各リビングから1名出席するものとする。

2 代議会は、原則として、全員の出席をもって成立する。やむを得ず、代議員が欠席の場合は代理をたてるか、若しくは寮長に決議権の委任条を提出すること。また、原則、寮長、副寮長、書記が欠席の場合、会は成立しないが、こちらも、役員に代理をたて、寮長(寮

- 長の時は副寮長)に許可をもらった場合、その代理の出席をもって、成立することとする。
- 3 代議会の議事は出席した、議員の3分の2をもって決する。
 - 4 代議員以外の出席については代議員の承認を得なければならない。

(召集)

第13条 代議会は寮長が召集する。

- 2 寮生への連絡会、問題の対応等、また、風紀を保つための注意喚起も行うため、週1回召集する。
- 3 議長団は、議長を寮長、副議長を副寮長、書記を書記がつとめることとする。

(任務)

第14条 代議員会は寮生大会の代行機関とし、寮全体の具体的な運営に関与する。

- 2 代議会は寮生大会に議案を提出することができる。
- 3 代議会は寮長、副寮長、書記などからなる役員会から提出された案をもとに会を運営する。

第3節 役員会

(役員職務)

第15条 寮長

- (1)寮を代表する。
 - (2) 寮長は、本寮の運営機関を統括する。
 - (3) 寮長は、前(1)及び(2)に挙げるものの他、本寮則に定める職務を行う。
 - (4) 寮長は、学生支援課に寮に必要なことの要求を代表として行う。
- 2 副寮長
 - (1) 副寮長は、寮長とその任務を共にし、寮長不在の時はその任務を代行する。
 - (2) 副寮長は、寮長が欠けた時は、新寮長が選出されるまで寮長の職務を行う。
 - 3 書記
役員会及び、代議会の記録に関することを行う。
 - 4 会計
寮の財政、寮費の徴収・保管をする。会計報告は定期的に行わなければならない。但し、寮生に開示を求められた場合、応じなければならない。寮費を滞納する寮生に対して、督促状を出すことができる。
 - 5 厚生
衛生用品の管理をする。備品やその他の共用のものについての不足や要求をまとめ手配することや、学生支援課へお願いするものの場合寮長に報告する。
 - 6 文化
地域や他寮との交流の企画を行う。
 - 7 非常時
避難訓練の手配や非常時に関することを行う。救急箱の管理も行う。非常時持ち出し袋を寮生に持たせるように指導する。
- 8.9 S棟監査・N棟監査
光熱費のメーターなど、寮財政の監査を行う。
以上の9人をもって役員会を構成する。

(役員選出)

第16条 役員は選挙管理委員会の指示に基づき、全寮生の中から選出される。但し、原則、寮長と副寮長は別の棟に置くこととする。各リビングに置いて役員が集中しないようにする。

(役員任期)

第17条 役員任期は6カ月とする。但し、前期は、6月から11月まで、後期は、12月から翌5月までとする。

(役員辞任)

第18条 役員辞任は原則、寮生大会に承認を得て、辞任することができる。但し、休学や病気等による急な事情の場合これだけではない。代理を選出し、代議会の承認をもって認める。

第4節 委員会

(性格)

第19条 専門部活動の基本単位である。

(構成委員)

第20条 委員会は各専門役員と各リビングの専門委員からなる。各リビングに1名委員が存在する。

(内容)

第21条 寮運営を円滑に進めるため、各委員会は次の専門部活動を行う。

(1) 会計委員会

ア、寮費の徴収・保管

リビングの寮生の寮費を徴収する。期日までにリビング全員分を集め、役員の会計に提出する。それまで、提出分を保管する。期日に間に合わない場合、その寮生の理由を聴取し、会計に報告し、集まっている分を提出する。

委員長は役員の会計とし、委員長は予算案を提出し、その承認を、代議会、役員会の両方に承認を得て、その予算に基づいて、寮財政を担当する。

イ、会計委員は原則2回生以上の寮生とする。やむを得ない場合はこの通りではない。

(2) 厚生委員会

寮内の清掃を積極的に行い、寮生の健康保持の促進につとめる。

委員長は役員の厚生とし、寮全体の衛生用品などの管理は委員長が行う。

リビングについては、各委員が行う。燃えるゴミは月・木曜日、燃えないゴミは水曜日、粗大ゴミは第1火曜日に呼びかけを行う。燃えるゴミ、燃えないゴミ、粗大ゴミの分別は積極的に行うこと。収集が休みの時の注意も十分に行うこと。

(3) 文化委員会

地域や他寮との交流の機会に積極的に参加する。委員長は役員の文化とする。

(1) 非常時対策委員会

あらゆる災害についての対応策、避難の際、寮生の誘導について、しっかり考えておく。

防火や不審者などにも気をつける。避難用具などの点検も行う。

委員長は役員の非常時とする。委員はリビングでは風紀を保つ活動を行う。

(運営)

第22条 委員会は委員長を中心に運営する。

(機関)

第23条 委員会の活動は1年とする。それに伴って、委員の任期も1年である。但し、役員である委員長は任期が6カ月のため、委員長のみ、6カ月とする。

2 委員会の編成替えは、入寮が終わり、リビングの人数が揃った、4月とする。委員の任期は4月から翌3月となる。

3 退寮ややむを得ない理由で委員を辞めたり、代理をたてたりする時はリビング内で承認を得ること。また、原則、兼任はやむを得ない場合認めない。代理はリビング内の寮生にすること。

第5節 リビング会

(性格)

第24条 寮自治の基本単位である。代議会での連絡事項、注意事項の伝達も行う。

(構成)

第25条 各リビングを単位とする。

2 各リビングにリビング長をおく。

(内容)

第26条 独自活動を行い、寮生活を充実させるものとする。

(運営)

第27条 リビング会はリビング長を中心に運営する。

2 代議会の後、連絡事項伝えるために、リビング会を行う。

第6節 会計監査委員会

(構成)

第28条 会計監査委員会は、役員のS棟監査、N棟監査の2名をもって構成する。

(委員)

第29条 前条の委員は、役員の選出時に決める。

(任期)

第30条 前条の委員は役員と同様、6カ月とする。

(任務)

第31条 会計監査委員は寮全体の会計監査を行い、監査の報告を役員会と代議会に報告し、承認を得なければならない。

第7節 役員の選出

(性格)

第32条 寮則及び選挙規定は寮長、副寮長、書記、会計、厚生、文化、非常時、S棟監査、

N棟監査の選出について、これを適用する。

(選挙権・被選挙権)

第33条 寮生は全て被選挙権、選挙権を有する。

(管理)

第34条 選挙管理委員会が管理する。

(構成)

第35条 選挙が4月となるため、原則、前年度後期役員から4名とする。S棟、N棟から2名ずつ、寮長が指名する。任期は、役員が決定するまでとする。辞任は、代議会と役員会の承認を得る。

(日程)

第36条 選挙は原則、4月に行い、本年度の前期後期ともに役員を選出する。

(任務)

第38条 選挙管理委員会は役員選挙に関して次の職務を行う。

- (1) 選挙の日時の告示
- (2) 立候補者の受付、告示
- (3) 立会演説会の開催
- (4) 投票の管理
- (5) 立会人の指名
- (6) 開票及び開票結果の告示

(当選人)

第39条 選挙において、有効投票の過半数を得た者をもって、当選人とする。

2 同数の場合、同数の立候補者間で決戦投票を行う。

3 立候補者が1名の場合、信任投票を行い過半数の支持を得た時、当選とする。

(選出)

第40条 役員を1度経験した寮生は原則、本人の希望があった場合、2回目以降は免除できる。

2 役員を経験したことない者が選出され、不信任もない場合、原則、辞退はできない。やむを得ない場合にはこの限りではない。

3 役員は自己推薦で選挙管理委員会が集計ののち仮決定とし、寮生に告示する。寮生より、異議を告示から1週間経過後も申し立てられない場合、これを本決定とする。この場合、選挙は行われない。役員へ複数の自己推薦や他者推薦があった時、選挙となり、前条に従って行われる。

(再選挙)

第41条 下記の場合、選挙管理委員会はその選挙を無効にし、再選挙を行う。

- (1) 選挙に不正があり、寮生の3分の1以上の要請があった時。
- (2) 無効が選挙人総数の3分の1以上の場合。
- (3) 選挙人総数が全寮生の3分の2に満たない場合。

第3章 リコール

(リコールに関する機関)

第42条 役員、選挙管理委員をリコールする機関は寮生大会とする。

(成立)

第43条 全寮生の5分の2以上の賛同を得た場合に、役員、選挙管理委員のリコールが寮生大会において成立する。

(告示)

第44条 前条の規定により、リコールが成立した時はそのリコール提案責任者は理由及び、経過を寮生に告示するものとする。

第4章 寮則の改正

(改正の提案)

第45条 寮則の改正の提案は寮生大会の開かれる、1週間前に改正提案の各項、理由及び、提案者を記し、寮生大会の当日までに明示しなければならない。

(成立要件)

第46条 寮則の改正は寮生の発議により、寮生大会において、出席した寮生の3分の2以上の賛成を必要とする。

(掲示)

第47条 寮則の改正が承認された時は、寮長は速やかに改正寮則を掲示するものとする。

(その他)

第48条 役員は、大筋の内容を変えず、既決事項、現状に合わせた変更や、付け足しについてのみ役員会の承認を得ることで変更を可能とする。但し、全寮生に変更事項を告示す

ること。

第5章 雑則

第49条 本則に関する細則は別に定める。

第6章 寮細則の改正

(改正の提案)

第50条 改正の提案はリビング長により、代議員に提案された後、各リビングに下さなければならない。

(成立要件)

第51条 改正は代議会において、各リビング承認が全寮生の3分の2以上であると確認された時、成立する

(掲示)

第52条 寮細則の改正が承認された時は、寮長はすみやかに改正寮細則を掲示するものとする。

附則 この寮則は昭和56年11月24日から施行する。

高知大学ときわ寮 寮細則

(入退寮)

第1条 入退寮に関して、寮生は関与することが出来る。

2 年度の中途入退寮を原則認めない。但し、空室があったり、特別な事情があったりするときはこれ限りではない。

3 年度末の退寮時には2月10日までに退寮の理由を寮長に明らかにすること。寮は原則、**最短修業年限の期間**、居住できるものとする。但し、やむを得ない休学や留学のなどのため、最短修業年限で卒業できなかった場合はその年数分のみ延長が可能となる。また、院に進学した場合も最短修業年限分延長することが出来る。

(寮運営に関する事項)

第2条 寮生は、原則として毎月25日ごろ、その月の分の寮費を各リビングの会計委員に納めなければならない。但し、やむを得ない場合は、これを会計委員長の許可を得て、2週間まで延期することが出来る。

2 厚生委員会の任務は寮内の美化、特に浴室、洗面台、トイレなどの環境美化を寮生に指導する。談話室などにある共用の設備である、テレビ、アイロン、アイロン台、ミシン、座布団、その他消耗品などの管理をする。また、この設備を寮生以外の使用を認めない。

(秩序・風紀に関する事項)

第3条 秩序・風紀に関する事項について、以下の各号のとおり定める。

(1) 外泊をしようとする場合は同じリビングの寮生に連絡し、リビング長が把握しておくこととする。

(2) 門限は、朝午前4時30分、夜は午後23時30分とする。

訪問客についてもこれに準ずるものとする。

(3) 訪問客について、男性は父兄であっても、入退寮時以外は立ち入り禁止とする。

(4) 部外者の宿泊に関しては、原則、やむを得ない場合以外認めない。部外者をやむを得ず、宿泊させる場合はその関係の寮生が寮長に届け出て許可を得ること。また、リビングの寮生全員から許可を得ること。

(5) 日直は当番制で行い、夜の門限の戸締り、郵便物の振り分け、階段掃除などを行う。当番はリビングを単位として、1週間ごとに交代する。N棟、S棟から、1つずつ、当番を選出する。

(6) 長期外泊について

大学の長期休みにおいて、実家への帰省や県外のインターンシップ、留学など大学に関することは認められる。

(7) 共同生活なので、他の寮生に迷惑をかけないように、常識の範囲内で生活すること。例えば、異臭の防止や、共同空間への私物の出しすぎの防止、各リビングのルールを守る、清掃をきちんと行うことなどである。法に触れることは厳禁である。

(公共物)

第4条 談話室にある、公共物は個人の居室への持ち込み、使用を禁ずる。談話室内で使用する。深夜に使用する場合は周りに気を付けること。

2 リビング内にある公共物はリビング内の決まりごとに従って使用すること。

3 私物に関して、石油ストーブの使用は禁ずる。

4 門限の時間内の寮内放送の使用はやむを得ない場合以外は控えること。

(部屋替え)

第5条 部屋替えは年1回で、3月末に新入寮生が入寮する前に空き室へ希望者のみ行うことができる。

(懲戒)

第6条 寮生で本細則に違反したものはリビング長、寮長が忠告を与えることが出来、尚改めない場合は、寮生大会の決議により、処分される。